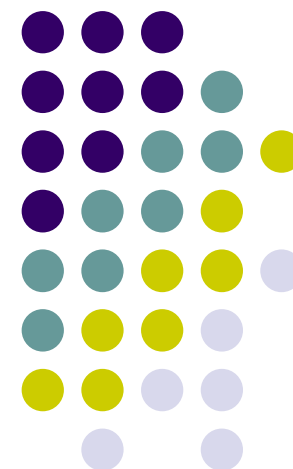


排出量取引制度とのポリシー・ミックスについて

2008年10月14日(火)
中央環境審議会「グリーン税制とその経済分析
等に関する専門委員会」
法曹会館2F「高砂」
京都大学大学院経済学研究科 諸富 徹



環境税導入をどう位置づけるか



- 新税としての炭素税導入とその温暖化対策への特定財源化、あるいは一般財源化(増税)
- 新税としての炭素税導入と既存税制の引き下げによる「環境税制改革」(税込中立)
- 日本の既存エネルギー税の「炭素税化」
⇒例えば、揮発油税の暫定税率部分を環境税化するとともに、その用途は一般財源化



既存エネルギー関連税の課税ベース

		課税対象								
上流	課税標準	天然ガス	石油・石油製品						石炭	電力
	税目	石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガス	ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	石炭	電力
	税目		ガソリン税*	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税		電源開発促進税

は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

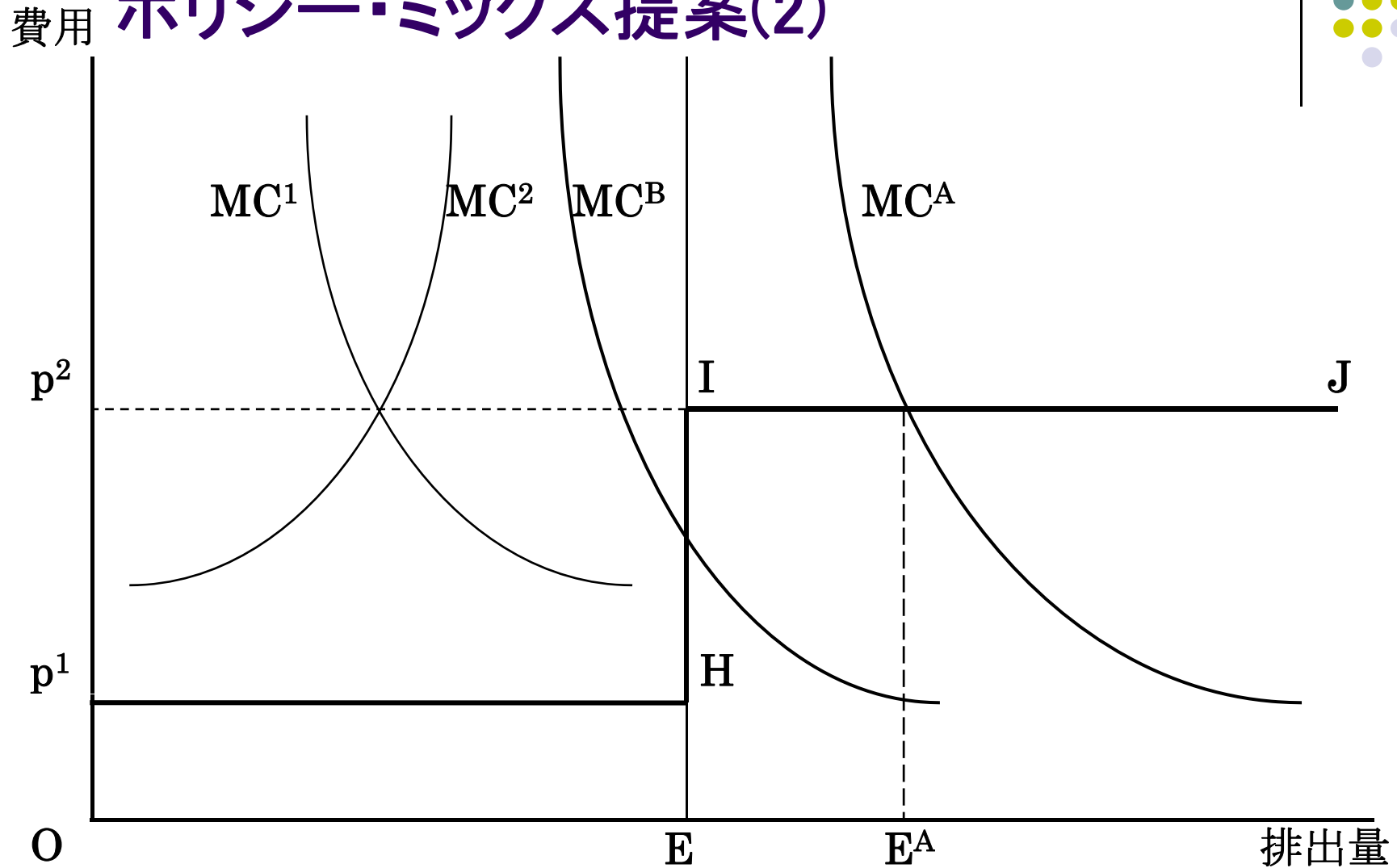
*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。

排出量取引制度との関係： ポリシー・ミックス提案(1)



- 産業、エネルギー転換、工業プロセス部門
⇒ 下流型排出量取引制度を実施。
⇒ これらの部門の国際競争力問題に対処するため、環境税は課税するが、その税率は割り引く(将来的にはオークションとの棲み分けが必要)
- 運輸、民生(業務・家庭)、中小企業
⇒ 環境税の導入により対応。

排出量取引制度との関係： ポリシー・ミックス提案(2)



排出量取引制度との関係： ポリシー・ミックス提案(3)



- 環境税を上流で導入するのか、それとも下流で導入するのかによって、税の還付をめぐる、異なる執行上の問題が発生
- 下流で環境税を導入すれば、環境税の課税ポイントと還付ポイント(下流)が一致するという利点
- しかし、下流での環境税の執行には、課税漏れ、課税逃れの可能性があり、仮に徴収できたとしても大きな徴税費用がかかる可能性

排出量取引制度との関係 ポリシー・ミックス提案(4)



- 化石燃料の流れの上流で炭素含有量に応じた課税
- 下流で排出量取引制度対象企業に対する本来税率の、例えば75%分の還付
- しかし、
 - ・納税者と還付対象者が異なる
 - ・還付対象者と還付非対象者をどう区別するのかという問題が発生
- 欧州では、付加価値税のインボイス制度を利用して、上流課税 & 下流還付を実施

排出量取引制度との関係 ポリシー・ミックス提案(5)



- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に記載されたCO₂排出量を情報的基础として利用することで解決できないか

(注)義務的な排出量取引制度が導入されていることが前提となる。

- 還付額 = CO₂排出量 × 通常税率(p_2) × 0.75
- メリット1: 正確な情報を報告するインセンティブが働く
- メリット2: 相対的に徴税コストがかからない方法になっている